

土壤汚染対策法

(平成一四年五月二九日法律第五三号)

一、提案理由(平成一四年三月二六日・衆議院環境委員会)

大木国務大臣 ただいま議題となりました土壤汚染対策法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

土壤が有害物質により汚染されると、その汚染された土壤を直接摂取したり、汚染された土壤から有害物質が溶け出した地下水を飲用すること等により人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。

この土壤汚染につきましては、これまで明らかになることが多くありませんでしたが、近年、企業の工場跡地等の再開発や事業者による自主的な汚染調査の実施等に伴い、重金属、揮発性有機化合物等による土壤汚染が顕在化してきております。特に最近における汚染事例の判明件数の増加は著しく、ここ数年で新たに判明した土壤汚染の事例数は、高い水準で推移してきております。

これらの有害物質による土壤汚染は、放置すれば人の健康に影響が及ぶことが懸念されることから、これらの土壤汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まっており、このような状況を踏まえ、国民の安全と安心を確保するため、こうした土壤汚染の状況の把握、土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壤汚染対策を実施することを内容とする本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、この法律の目的は、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することとしております。

第二に、土壤汚染の状況を的確に把握するため、有害物質の製造、使用または処理をする施設であって、使用が廃止されたものに係る工場または事業場の敷地であった土地の所有者等は、その土地の土壤汚染の状況について、環境大臣が指定する者に調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべきものとするとともに、都道府県知事は、土壤汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがある土地があると認めるときは、その土地の土壤汚染の状況について、その土地の所有者等に対し、環境大臣が指定する者に調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができることとしております。

第三に、土壤汚染の状況の調査の結果、その土地の土壤汚染の状態が一定の基準に適合しない場合に、その土壤汚染の管理を適切に図るため、都道府県知事は、その土地の区域を指定区域として指定及び公示するとともに、指定区域の台帳を調製し、保管すべきこととしております。

第四に、土壤汚染による人の健康に係る被害の防止を図るための措置として、都道府県知事は、指定区域内の土地について、土壤汚染により人の健康に係る被害が生じ、または生ずるおそれがあると認めるときは、その土地の所有者等以外の者の行為によって

汚染が生じたことが明らかであって一定の場合には、その行為をした者に対し、それ以外の場合には、その土地の所有者等に対し、汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができることとしております。あわせて、この命令を受けた所有者等は、その汚染が他の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対し、汚染の除去等の措置に要した費用を請求することができる旨を規定しております。また、指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者にその施行方法等を都道府県知事に届け出ることを義務づけるとともに、都道府県知事は、その届け出に係る施行方法が一定の基準に適合しないと認めるときはその計画の変更を命ずることができることとしております。

第五に、本法に基づく土壤汚染の状況の調査を行う者として環境大臣が指定する指定調査機関について、その指定手続、土壤汚染の状況調査の義務等の所要の規定を設けることとしております。

第六に、環境大臣は、指定区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に対する助成金の交付等の業務を適正かつ確実に行うことができること認められる者を、指定支援法人として指定することができるものとし、指定支援法人は、その業務に関する基金を設け、政府から交付を受けた補助金と政府以外の者からの出捐金をもってこれに充てることとしております。

このほか、環境大臣及び都道府県知事による報告及び検査、国の援助、国民の理解の増進、必要な罰則等に関し、所要の規定を設けることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上であります。

二、衆議院環境委員長報告（平成一四年四月九日）

大石正光君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、土壤の汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあることにかんがみ、土壤汚染対策の実施を図ろうとするものであります。

その主な内容は、土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査、特定有害物質により土壤が汚染されている土地の区域の指定及び公示、当該区域の台帳の調製及び保管、当該区域内における汚染の除去等の措置の命令及び土地の形質の変更の届け出等の措置を行おうとするものであります。

本案は、二月十五日に本院に提出され、三月十九日本会議における趣旨説明とこれに対する質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

委員会においては、同月二十六日大木環境大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十九日に質疑に入り、四月二日には参考人からの意見聴取を行うなど慎重な審査を重ね、五日質疑を終了いたしました。

本案審査に当たりましては、土壤汚染の未然防止規定の必要性、住民からの申し出に

よる土壌汚染調査の取り扱い、汚染の除去等の措置のあり方、操業中の工場等からの汚染土壌搬出による汚染拡散の懸念、生活環境保全等を視野に入れた土壌汚染対策、本法案の見直し期間短縮の必要性などの諸点について論議が交わされました。

その詳細については、会議録を御参照いただきたいと思います。

次いで、同日の委員会において、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の共同提案により提出されていた、法の目的に土壌汚染による人の健康被害の未然防止を明記すること、都道府県知事に対する住民からの調査の申し出制度を定めること等を内容とする修正案について、提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。

次に、原案及び修正案を一括して討論を行い、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年四月五日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 土壌汚染が人の健康や生態系へ及ぼす影響を考慮し、土壌汚染の未然防止措置についても早急に検討を進めること。
- 二 土壌汚染に対する住民の不安を解消するため、住民から土壌汚染の調査について申し出があった場合には、適切に対応することにつき都道府県等と連携を図ること。
- 三 土壌汚染対策の実効性を確保するため、土壌汚染に関する情報の整備に積極的に取り組むことにつき都道府県等と連携を図ること。
- 四 操業中の工場等から汚染又は汚染のおそれのある土壌が搬出されることにより土壌汚染が拡散しないよう、各事業者の取組みを促すことにつき都道府県等と連携を図ること。また、汚染された土壌の処分については、廃棄物処理法の取扱いについて早急に検討を進めること。
- 五 指定区域台帳に関し必要な事項を環境省令で定めるに当たっては、土壌汚染の状況、汚染の除去等の措置の実施状況等について記載する等、情報の透明性に十分配慮すること。
- 六 土壌汚染対策において、情報の公開とリスクコミュニケーションの重要性に鑑み、指定区域、土壌汚染調査及び汚染の除去等の措置の結果等を公開することにつき都道府県等と連携を図ること。
- 七 指定調査機関が行う土壌汚染状況調査の方法を環境省令で定めるに当たっては、土壌汚染状況調査の信頼性が担保される基準となるよう配慮するとともに、適正に調査が行われるよう指定調査機関を指導・監督すること。
- 八 中小企業等が行う汚染の除去等の措置に対し、適切な配慮をすること。

- 九 本法における政省令については、国民に十分理解される内容となるよう努めるとともに、周辺地域を含めた安全の確保を図るよう、技術的基準に係る省令については、技術の進展に即した最新の科学的知見を踏まえた土壤汚染対策が実施されるよう柔軟に見直していくこと。
- 十 土壤浄化に際して、有害化学物質や重金属類の大気中への放散を防ぎ、作業員や周辺住民の健康不安が生ずることがないように、十分な措置を講ずること。
- 十一 条例等による土壤汚染対策に係る取組みを妨げることのないよう、国と都道府県等は、密接な連携の下に、本制度の円滑な実施に努めること。
- 十二 土壤汚染状況調査及び汚染の除去等の措置を適正かつ円滑に実施するためには、調査及び汚染の除去等の措置が簡易で低コストであることが求められることから、そのための新技術開発の促進を図ること。
- 十三 土壤汚染による生活環境や生態系への影響、油類等の汚染実態の把握などについて早急に科学的知見の集積に努めること。
- 十四 本法の規定に関しては、本制度の運用による社会的影響を見極めた上で、施行後十年以内であっても適宜、見直しを行い、制度の改善を図ること。

三、参議院環境委員長報告（平成一四年五月二二日）

堀利和君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年、工場跡地等の再開発の際などにおける土壤汚染調査の実施等に伴い、重金属等の有害物質による土壤汚染が顕在化してきており、こうした土壤汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあることにかんがみ、土壤汚染対策の実施を図るため、土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査、特定有害物質により土壤が汚染されている土地の区域指定、当該区域内における汚染の除去等の措置の命令及び土地の形質の変更の届出等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、汚染原因者の特定に当たっての都道府県及び国の対応の在り方、汚染の除去等の措置としての浄化の位置付け、指定区域台帳の掲載内容及びその公開の在り方、操業中の特定有害物質を使用する工場等の汚染防止対策の必要性、本案による土地取引への影響等について質疑が行われたほか、参考人から意見聴取を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、本法律案に対し、民主党・新緑風会及び日本共産党を代表して福山理事より、目的規定に土壤の汚染による人の健康に係る被害の未然防止についての文言を明記すること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年五月二一日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、土壤汚染による生活環境や生態系への影響、油類等の特定有害物質以外の他の物質による土壤汚染の実態把握などについて早急な科学的知見の集積に努めるとともに、土壤汚染の未然防止措置について早急に検討を進めること。
- 二、土壤汚染に対する住民の不安を解消するため、住民から土壤汚染の調査について申し出があった場合には、適切な対応が行われるよう、都道府県等との連携を十分に図ること。
- 三、操業中の工場・事業場、廃棄物の最終処分場跡地等及びその周辺の土地においても、汚染の可能性が高く、汚染があるとすれば人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものについては、土壤汚染の調査が適宜行われるよう、都道府県等との連携を十分に図ること。
- 四、操業中の工場等から汚染又は汚染のおそれのある土壤を搬出・移動することにより汚染が拡散しないよう、各事業者を指導することについて都道府県等との連携を十分に図ること。
また、汚染された土壤の適正な処分の在り方について、廃棄物処理法の見直しを含め、早急に検討を進めること。
- 五、指定区域台帳に関し必要な事項を環境省令で定めるに当たっては、周辺住民が安心できるよう、土壤汚染の状況、汚染の除去等の措置の実施状況等について、情報の透明性確保に十分配慮するとともに、都道府県等との連携の下、リスクコミュニケーションを積極的に推進すること。
- 六、汚染の除去等の措置の実施に際して、作業員や周辺住民の健康不安が生ずることのないよう、有害化学物質や重金属類の大気中への拡散を防ぐことに万全の措置を講ずること。
- 七、土壤汚染状況調査及び汚染の除去等の措置については、これが適正かつ円滑に実施されるよう、その手法が簡易で低コストなものとするための技術開発の促進を図ること。
- 八、農薬による土壤汚染の実態解明を進めるとともに、残留性有機汚染物質に指定されている農薬等について必要な措置を講ずること。
- 九、土壤に含まれている有害化学物質や重金属類の大気中への放散に対して、早急に知見を収集し客観的な基準の設定について検討を進めること。
- 十、本法の規定に関しては、その施行状況を踏まえ、施行後十年以内であっても適宜適切に見直しを行い、制度の改善を図ること。

右決議する。